二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3　第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

第六条に次の一項を加える。

13　法第二十六条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

第七条第二項中「（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）」、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「」及び「」という。）」を削る。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第二項第二号中「営業所の設置場所の特殊事情」を「本店」に、「事情により」を「主務省令で定める営業所につき」に、「業務」を「商工組合中央金庫の業務」に改め、「当該営業所につき」を削り、同項に次の一号を加える。

三　商工組合中央金庫がその営業所（前号に規定する営業所を除く。）の休日として主務大臣に届出をした日

第十二条第三項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項第一号中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項第二号中「以下」を「次項第一号において」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「。以下」を「。以下この条において」に、「の規定による」を「又は準用金融商品取引法第三十四条の三第二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による」に、「同条第十二項」を「準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「この条から第十条までにおいて」を削り、同条を第九条とし、第七条の二を第八条とする。

第十六条第一項ただし書中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第二項ただし書中「第六条第五項、第八項及び第九項」を「第六条第一項から第三項まで、第七項、第十項及び第十一項」に改め、「第八条第一項」を削り、「第十条、第十二条第三項」を「第十条第一項、第十一条、第十三条第二項第二号及び第三項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項、第十三条及び」を「第六条第十二項第三号及び第五号、第十三条第二項、第十四条並びに」に改め、同条第五項中「代理又は」を「代理若しくは」に、「以下」を「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において」に改める。

本則に次の二条を加える。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十二条　法第六十条の三十五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定とする。

一　金融商品取引法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二　次条各号に掲げる指定

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第二十三条　法第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

二　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定

三　農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四　水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定

五　中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七　信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

八　長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

九　労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

十　銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二　保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十四　農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十五　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定

十六　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定

附則第二項中「附則第二条の六第一項」を「附則第二条の三第一項」に、「第十四条」を「第十五条」に、「附則第二条の八」を「附則第二条の五」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の四中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三十五第一項の規定による指定

（農業協同組合法施行令の一部改正）

第三条　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第四条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の九中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十五第一項の規定による指定